



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 15 日 (金)
第 8 7 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	家畜検査手数料の徴収及び収納事務の委託 (281) (畜産課) 2
	保安林の指定の解除予定 (282) (森林づくり推進課) 2
	森林病虫害の駆除命令 (283) (東部農林事務所) 2
	公共測量の終了 (284) (県土総務課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (285) (西部総合事務所農林局) 3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (7) 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 3
◇ 正 誤	平成28年 3 月25日付鳥取県条例第33号中訂正 4

告 示

鳥取県告示第281号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、家畜検査手数料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

大山乳業農業協同組合

2 委託した家畜検査手数料

平成28年2月9日付鳥取県告示第90号で命じた検査のうち、大山乳業農業協同組合の組合員から徴収するブルセラ病、結核病、ヨーネ病及び牛ウイルス性下痢・粘膜病検査に係る手数料

3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第282号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町福岡字上代山3994の7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第283号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月15日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

1 区域及び期間

(1) 区域

鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成28年5月30日から同年7月18日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第284号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、日野川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年4月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 2級基準点測量、3級水準測量
- 2 作業地域 米子市皆生温泉～境港市新屋町
- 3 終了年月日 平成28年3月18日

鳥取県告示第285号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月15日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理事 米 村 幸 雄 米子市諏訪156

平成27年9月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 須 山 健 一 米子市諏訪166

平成28年3月28日就任 任期 平成29年5月9日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第7号

平成28年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成28年4月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成28年4月21日(木) 午後4時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票用紙の様式について
 - (2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及

び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年 4 月15日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成28年 5 月12日 午前10時00分から 午後 3 時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 1 階第 1 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成28年 5 月22日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成28年 3 月25日付鳥取県公報号外第28号の鳥取県条例第33号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 44

行 下から30

誤 平成28年法律第 号

正 平成28年法律第13号